利用申込に係る宣誓書

令和　　年　　月　　日

京丹後市長　中　山　　泰　　様

所在地

　（法人名・団体名）

代表者

久美浜駅多目的ホール「喫茶室」利用者の募集に関する参加申込にあたり、下記の要件のすべてを満たすことを宣誓します。

記

１　食材を調理し、飲食サービスを提供する場合は、食品衛生責任者になることができる資格を有する者を現場責任者として配置できること。その資格を営業開始予定日までに取得可能な者、若しくは取得している者であること。

２　契約を締結する能力を有しない者又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。

３　次の①から⑥までのいずれかに該当する事実があった後３年を経過していない者でないこと又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

①　本市との契約の履行にあたり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

②　本市が実施した競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

③　落札者が本市と契約を締結すること又は本市との契約者が契約を履行することを妨げた者

④　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の２第１項の規定により本市が実施する監督又は検査にあたり職員の職務の執行を妨げた者

⑤　正当な理由なく本市との契約を履行しなかった者

⑥　上記アからオまでのいずれかに該当する事実があった後３年が経過しない者を本市との契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

４　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けている者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

５　市に納入すべき市税(附帯金を含む。)を滞納していないこと。

６　京丹後市暴力団等排除措置要綱（平成２３年京丹後市告示第６８号）に基づく排除措置を受けていない者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しない者であること（確認のための京都府京丹後署等に対する関係情報の照会及び取得について承諾する。）。

７　「施設利用者の募集に関する参加申込書」提出日から施設利用許可日までの間において、京丹後市建設工事等に係る指名停止等の措置要綱（平成１６年京丹後市告示第１６号）に基づく指名停止等の措置を受けていないこと。